

Title	内外交渉訴訟における英国弁護士役割
Author(s)	林, 真貴子
Citation	阪大法学. 2013, 63(3-4), p. 507-535
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67970
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

内外交渉訴訟における英国弁護士役割

林 真 貴 子

一 はじめに

内外交渉訴訟とは、日米修好通商条約をはじめとする不平等条約締結国に日本が領事裁判権を認めていた時期（一八五九—一八九九）に、日本の裁判所に提起された外国人原告から日本人被告に対する民事訴訟、および外国人を被害者とする日本人の被告人に対する刑事訴訟のことである（日本人が外国人を訴える民事訴訟は領事裁判となり、各国の領事へ訴訟提起する⁽²⁾）。本稿では民事訴訟のみを取り扱う。この内外交渉訴訟については、これまで領事裁判研究と明治初期の民事訴訟手続研究の双方から別個に行われており、それらの研究成果を統合して整理することはなされてこなかった。重要な研究は既に生まれているものの⁽³⁾、いずれも個別論点の解明にとどまり、内外交渉訴訟手続の形成過程の全体像が未だ明らかにはなっていない状況にあるのである。

そうした状況をふまえて、本稿は、内外交渉訴訟において英国弁護士の果たした役割を明らかにしようとするものである。本稿では先行諸研究の成果をふまえて、内外交渉訴訟の制度・手続に関する議論を整理するとともに、

その実態についても検討することを試みたい。本稿では特に英国弁護士活動状況に注目するが、その理由は第二節でみるように日英修好通商条約における裁判権の規定が領事裁判制度・内外交渉訴訟における基本となっていたことに加えて、第三節で示すように英国の事件数が多いことにある。

二 内外交渉訴訟の制度概略

(1) 条約上の根拠

日米修好通商条約以降のいわゆる不平等条約において、内外交渉訴訟の扱い方には二種のものがある。日本の裁判管轄権を認める条約（独・プロイセン・スイス・米など）と、日本の裁判管轄権を原則として認めていない条約（英・仏・ベルギーなど）である。⁽⁴⁾

一方の例となる日独修好通商条約第五条は「若シ獨逸國ノ人民ヨリ日本ノ人民ニ對シ訴訟スル事アラハ日本長官此事件ヲ裁断スヘシ 若シ日本人ヨリ獨逸國人ニ對シ訴訟スル事アラハ獨逸長官之ヲ裁断スヘシ」とし、被告の本国の裁判管轄を認めている。また、日米修好通商条約第六条には、「日本人に対し、法を犯せる亜墨利加人は、亜墨利加コンシユル裁断所にて吟味の上、亜墨利加の法度を以て罰すべし。亜墨利加人へ対し、法を犯したる日本人は、日本役人糺の上、日本の法度を以て罰すべし」とあり、民事事件については同条後段に、「日本奉行所亜墨利加コンシユル裁断所は、双方商人逋債等の事をも、公けに扱うべし」と規定する。この条文によれば、刑事事件については日本が日本人被告人に対する裁判管轄を有することが明白であり、他方民事事件についての規定は曖昧ではあるものの、日本の裁判所でも民事事件の処理ができることには相違ない。⁽⁵⁾

他方、日英修好通商条約では、内外交渉訴訟の民事事件における裁判管轄は日本にはなく、日本人が被告となる

事件の場合にもまずは英国領事館が取り扱うこととされた。すなわち第六条に「貌利太尼亞人日本人に付て訴ふべき事あらはコンシユル館に赴き其旨を告へしコンシユル吟味の上実意に処置すへし 万一差掛り日本人より貌利太尼亞人に就てコンシユルへ訟を為す事ある共又コンシユル実意に処置すへし 若コンシユル是を処置し難き時は日本司人へ申立俱に吟味し当然の判断を為すへし」⁽⁶⁾とあり、英国人からの日本人への訴えは英国領事（コンシユル）に申し立て、英国領事が「吟味の上実意に処置」し、また、領事が処置することが困難な事案の場合には日本の裁判所へ申し立てて共に吟味することが規定されたのである。⁽⁷⁾英国人に関係する訴訟は、どちらから訴える場合であっても、領事を経由して紛争処理手続が開始される。日本人原告は直接、英国領事に訴えを提起できるようになっているが、英国人が直接日本の裁判所に対して訴えを提起できるようにはなっていない。⁽⁸⁾ただし、これに続く第七条では、逋債（債務弁済や詐欺的債務逃れ）事件の処理については「日本商人の貌利太尼亞人に逋債あるも日本司人之を処置するは同様たるへし」と定めており、英国人が日本人の債務者についての訴えを日本政府に提起できるようになってきている。英国との条約では原則的に一般民事事件においては直ちに日本の裁判所に日本人を訴えることはできないが、日本人に対して債務弁済を求める場合には日本の裁判所でも扱えるというものであった。⁽⁹⁾そのため、日本の裁判所において外国人が訴えを提起する訴訟を受理し、審理を行う際の手続規則を定めることができるとか、またどのように定めるかということが実際に開港し紛争が増加するに従って問題となったのである。

（2）手続の制定

つづいて、内外交渉訴訟をめぐる手続規則の制定状況と内容に即して、その展開を見てみる。内外交渉訴訟は、手続規則の制定過程に応じて三つの時期に大別できる。第一期は開港場の府県・開市場裁判所において紛争処理を

行っていた時期（一八六九—一八七五）、第二期は外国人への手続規則の適用公認から民事訴訟法の公布まで（一八七六—一八九〇）、第三期は民事訴訟法の施行から領事裁判権撤廃（改正条約の施行）まで（一八九一—一八九九）である。本稿では、第一期と第二期の手続規則を概観する。

第一期 開港場の府県・開市場裁判所における紛争処理（一八六九—一八七五）

明治政府は、一八六九年一月一日（旧暦明治元年二月一日）に安政の諸条約に基づき開市した東京（鉄砲洲）に外国事務局を置き、翌月にはその外国事務局を東京運上所と改称して東京府の管轄とし、土地の管理、税務、訴訟等も含めて外国人居留地における一切の事務を担当させた¹⁰。東京府は一八六九年一月から一八七一年二月までの期間、通常の種々の行政事務とともに内外交渉訴訟をも担当した¹¹。一八七一年（明治四）年七月九日に司法省が設置されたことにより、東京府が取り扱っていた外国人関係の訴訟は一八七二年三月からは司法省が管轄することになり、東京開市場裁判所と称した（明治五年二月三日太政官第三三号布告）。この東京開市場裁判所における外国人との訴訟事務は一八七五年七月十日に、東京裁判所におかれた外国掛へ移管された¹²。

一八七一年まで日本には行政から分離独立した司法機関がなく、その後も一八七五年までは行政が裁判をも行っていた¹³。しかし、一八七五年には大審院以下の裁判所機構を体系化し、形式的には司法行政と裁判事務との分離を行った¹⁴。内外交渉訴訟は外務省を窓口としつつ、実務は開港場の各府県が行い、必要に応じて個別の事案毎に上申や伺い指令を通じてルールを形成していった。たとえば、一八六九年には外国人から債務を負った者を身代限（破産）に処する場合の分散金の割合について、日本の方法（「御國律」）だけではなく外国領事の取扱い振りを勘案しつつ一定の方法を提示し、外国官知事を通じて各国領事への通知をなすとともに各開港場等へも通知を行っていた¹⁵。

また、訴訟手数料に関する英国領事から神奈川県に対する申し入れに対して、訴訟手数料徴収は日本では全く新規のものであり神奈川県だけで返答できることではないので外務省へ申立てるよう指示したという報告文書も見受けられる⁽¹⁶⁾。この件は領事裁判に関することではあるが、このような外国領事と府県・外務省とのやり取りを通じて、内外交渉訴訟における手続規則もまた徐々に形成されていったと考えられよう⁽¹⁷⁾。

一八七二（明治五）年から内外交渉訴訟を引き継ぐこととなった司法省は、積極的に訴訟を受理する方針であったと思われる。一八七三年六月八日に司法省は伺を認め、内外交渉貸借訴訟は証拠の有無を論ぜずに証拠金を出させた上で受理したいとしたが⁽¹⁸⁾、この方針は、目安札と称する訴状検査が徹底しており、書証等の添付の無い訴状を受理しないとしていた旧幕以来の慣行および「司法職務定制」（明治五年八月三日太政官無号）に相反するものであった⁽¹⁹⁾。しかし司法省は内外交渉訴訟に限っては無証拠でも受理しようとし、是認されたのである。

このような司法省の内外交渉訴訟に対する積極的姿勢は、通常一般の民事訴訟の手続規則である「訴答文例」（明治六年太政官第二四七号布告）を制定するのとほぼ同時期に「外国人訴訟規則」（明治六年太政官第二〇五号布告）を制定しようとしていたことからもう窺える⁽²⁰⁾。「外国人訴訟規則」制定の作業が行われたのは、内外交渉訴訟では確定の規則がなかったために関係各省を往復して時間を浪費するなど「外国人ニ対シ不体裁」であったことを理由としていたとされている⁽²¹⁾。一八七二年六月二十三日から起草が開始され、翌年六月十三日に公布された「外国人訴訟規則」はしかし、その六日後に施行見合せとなり、結局施行されることはなかったと考えられる⁽²²⁾。

「外国人訴訟規則」の制定過程および施行延期の理由についてはすでに各国公使特に英国公使の反対によるものであることが明らかにされているが⁽²³⁾、その詳細はこれまで検討されてこなかったもので、ここでは英国公使の反対理由について補足しておきたい。英国公使パークスは外国人が領事を経由せず直接に日本の裁判所へ訴訟提起がで

きるといふことは日本政府が外国人に対して直接的な支配権を有することを意味するとの認識を示し、「外国人訴訟規則」の施行に反対した。彼は「外国人訴訟規則」の冒頭の文言「外国人日本人ニ対シタル事件各開港場或ハ開市場裁判所ヘ訴出ル者ハ総テ左件ノ定則ヲ遵守スヘシ」に強く反発し、「貴政府（日本）ニ於テ直ニ外國人ヲ管轄スルノ權利有之候御所存」とみえること、および外務少輔からパークスの見解についての問い合せはあったものの回答する前に同規則が發布されたことに愕然としたと日本政府に宛てた書簡の中で述べている。⁽²⁴⁾この書簡は一八七三年八月五日付であるが、これには施行延期の連絡を受けて同年七月二十四日付で英国領事館裁判役ハンネン^{ヘンネン}に起草させた訴訟規則案四種類——「裁判所之体裁並職務」「訴訟和談ノ手続」「洋銀五百枚以下ノ訴訟順序定則」「洋銀五百枚以上ノ訴訟順序定則」——が添付されていた。「洋銀五百枚以下ノ訴訟順序定則」は日本の「外国人訴訟規則」に倣つて起草されておりほぼ同文であるが、「洋銀五百枚以上ノ訴訟順序定則」によれば該当する訴訟については訴状とともに「和談不調之證書」を提出することを求めている。⁽²⁵⁾「訴訟和談ノ手続」は外国領事と開港場の知事が共同で紛争を調停する手続を定める。さらに、「裁判所の体裁並職務」からは内外交渉訴訟では日本人の裁判官とともに原告人の領事陪席が規定されており、混合裁判が考えられていたことが窺える。⁽²⁶⁾こと爰に至つて外務省は「外国人訴訟規則」施行のための交渉を諦め、内外交渉訴訟は領事館を経由した従来の仕来り通りの手続とすることをしただのではないだろうか。

外務省は一八七三（明治六）年九月二二日に、「外国政府並ニ同人民ヨリ我政府ヘ対スル詞訟」は外務省へ引き渡すことを定めた太政官第二八九号布告（同年八月八日）について、これを各国公使へは通達しない旨を太政官へ上申している。⁽²⁷⁾さらに、太政官は、外国人原告への特例が但書で記されていた「訴答文例」⁽²⁸⁾についても、同年一月一〇日に日本人にのみ遵守させると達して外国人原告への適用を見合わせた。⁽²⁹⁾このように第一期のうちには各開

港場の府県では実際に内外交渉訴訟を処理していたものの共通の訴訟規則を施行することができず、かえって内外交渉訴訟は各国領事館を経由して出訴するという原則が確立していくこととなった。⁽³⁰⁾

第二期 外国人への手続規則の適用公認から民事訴訟法の公布まで（一八七六—一八九〇）

明治政府・司法省は「外国人訴訟規則」の施行失敗後に、国内の裁判機構と訴訟手続の整備とに一層努めた。一八七三（明治六）年十二月頃から上訴手続の整備を進め、一八七四年五月十九日には「民事控訴略則」を布告して府県裁判所および府県（裁判所未設置の場合）の裁判に服しない者に司法省裁判所への控訴の途を開いた。⁽³¹⁾ そしてついに、一八七五年五月二十四日に「大審院諸裁判所職制章程」（太政官第九一号布告）と「控訴上告手続」（太政官第九三号布告）が制定され、これにより大審院を頂点とする裁判所機構が一応整い、また控訴上告の手続も明確に定められることとなった。

これを承けて、内外交渉訴訟との関係では、控訴上告手続は内外交渉訴訟に対しても適用されるのか、もしされらばとすれば外国人原告に対する一番の訴訟手続はどうなるのが問題となったが、藤原明久「明治八年の司法改革と対外関係」⁽³²⁾はこの点を詳細に検討している。そこで得られた知見をまとめれば以下のようなようになる。「控訴上告手続」は、外務省を通じて各国公使宛に一八七五年十一月九日に通知された。英国公使だけが同年十一月十一日に、英国人の控訴は英国領事を通じて行うようにするので、在横浜英国領事と東京上等裁判所長との間で控訴上告手続を協定したいと外務省に申し出た。そのため英国については協定の成立まで、控訴上告手続の適用が見合わされた。同年十二月十一日に横浜英国領事館在勤のウイルキンソン⁽³³⁾と東京上等裁判所長西成度⁽³⁴⁾との間で覚書が成立したが、西とウイルキンソンは文言等についてさらに修正して、一八七六年四月十三日に改正覚書を協定した。大き

な変更点は、「府県裁判所二訴出タル〔英国人から〕日本人ニ対スル初告ノ訴訟」に本覚書を適用するものとしたこと、および大審院に上告できる場合を限定列举したことである。司法省は初審の地方裁判所にも改正覚書の適用を認める方向で、同年十一月一日各地方裁判所へ達した⁽³⁵⁾。一八七七年六月九日には *Practical Directions for the Use of Her Majesty's Consular Officers in Japan, relating to Suits by British Subjects in Japanese Courts. 1877* の表題のもとに、明治一〇年太政官第十九号布告「大審院諸裁判所職制章程及控訴上告手續改正巡迴裁判規則判事職制通則刪除」と「一八七六年四月十三日改正覚書」の日本語原文と英文翻訳を合わせさらに英文書式集等を綴じ込んだ刊行物が在日英国民向けに出された⁽³⁶⁾。

こうして、一八七六（明治九）年十一月一日からは、日本の裁判所における内外交渉訴訟は正式な訴訟手続規則によって処理されていたのである。特に一八七六年四月十三日改正覚書は、第一審から英国領事が内外交渉訴訟へ関与することを保証したともいえるが、領事の関与は第一審、控訴審ともに訴状提出に関わるのみである。英国人をはじめ外国人が受ける裁判は「控訴上告手続」に則り、訴訟当事者が日本人同士の場合と同様に行われるため、外国人が第一審で勝訴した場合にも日本人が控訴できるということが明確となった。

第二期とはこのように、内外交渉訴訟が公認された訴訟手続規則に基づいて行われ、漸次開庁しつつあった日本の裁判所が広く利用されていった時期であった。それに伴い、種々の問題もまた生じてくる。その第一は、訴訟費用である。日本では一八七六（明治九）年四月に「訴訟入費償却規則」（司法省甲第五号）を定めたが、一八七八年にこれを外国人民へは施行しないとの達を出した⁽³⁷⁾。なお後述するように訴訟費用の問題は全期間を通じて内外交渉訴訟における実質的な問題の一つであった。

第二に、手続等の変更に関する問題である。裁判所の構成や名称、管轄等を変更する際に、日本は再び各国領事

の了解を得ようとしたのだろうか。一八八一年の太政官第八三号布告により、始審裁判所は百円以上の事件と人事事件および金額に見積もることのできない事件を扱い、治安裁判所は百円未満の事件を扱うこととなった。開港場のある始審裁判所から、係争額が百円未満だからといって内外交渉訴訟を治安裁判所で管轄して良いのかという伺が出された。その指令により、各国領事に了解を求めることなく外国人原告の訴訟も係争額に応じて治安裁判所で管轄することになった。さらに、被告人の住所が外国人遊歩規程外の地に有る場合は原告人居留地を管轄する治安裁判所で訴訟を受理するとの指令も出された。³⁸⁾

第三に、内外交渉訴訟における代言人（弁護士）の問題である。在日本英国裁判所は一八八三（明治一六）年九月頃から日本の免許代言人が代理人として出廷することを許可しなくなってきた。³⁹⁾これに関連して、ある事件の中である日本の免許代言人は、英国裁判所が日本人代言人の出廷を認めなくなった以上、日本法廷も英国弁護士の訴訟代理を認めるべきではないと主張した。さらにその免許代言人は、この原告の代理人——カークウッドであり、詳細は後述——は英文の訴状のみを提出して日本文を用意していないし、訴訟用野紙規則を遵法もしておらず、これを放置することは日本の裁判権に重大な問題である、と述べた。⁴⁰⁾このような主張に対して司法省は、四月十二日に東京始審裁判所長を通じて英国領事ロバートソン宛に、日本の免許を有する代言人が英国法廷に出廷することが認められるのかどうか照会した。その回答は四月十八日にあり、「日本国ノ代言人ハ他国ノ代言人ト同様當裁判所ノ代言人氏名簿（ロール）ヘ其氏名ヲ記入スルヲ許サ、ルニ付當裁判所ハ一般ニ其代言ヲ認可不致候」とのことであったが、例外として日本人原告が望む場合には許可することがありうるというものであった。⁴¹⁾

これにより、実務上は一八八三（明治一六）年九月頃から、そして一八八四年四月十八日以降は正式に、在日本英国裁判所において日本の法曹資格は認められないことが明らかとなった。この回答を受けて、司法省は、一八八

四年四月三〇日付で「抑モ我国ニ於テハ代言免許ヲ受ケサルモノハ代言ヲ許サル成規ニ付外国人ニ付テモ同様代言ヲ許サルコトニ定ムル方至当ニ有之尤モ本人病氣其他已ムヲ得サル事故ニ因リ自ラ出廷シ難キ場合其請願アリテ裁判所ニ於テ相当ト思量スル時ハ其事件ニ限り外国代言人ヲ代人トシテ出廷スルヲ許スコトニ定」めたいとして、外交上のものであるので外務省に伺い出た。⁴² 外務省は慎重であり、領事の回答が「我邦免許代言人ヲ指スヤ又ハ単ニ何人ニテモ其代人ヲ許ストノ意ナルヤ」判断としないので原文を送ってほしいと主張したところ、原語が「*Japanese Barrister or advocate*」であったことから結局、司法省案通りに決した。これにより日本の裁判所でも、一八八四（明治一七）年五月六日以降は英国の法曹資格を認めないということになった。

以上から、英国弁護士は一八七六（明治九）年以降一八八四年までは日本の裁判所に代理人として出廷していたことが明らかになる。前段落までに示した経緯により一八八四年以降は法曹として法廷での訴訟代理を行うことはできなくなった。ただし、この当時の日本では代人規則に基づいて、訴訟当事者の委任により何人でも代人として出廷することができたこと⁴⁴には留意する必要がある。

三 内外交渉訴訟における英国弁護士の役割

（1）内外交渉訴訟の事件数

それでは、内外交渉訴訟は実際にどの程度の事件数があったのだろうか。そして、内外交渉訴訟において何名程度の英国弁護士が訴訟代理を行い、それらの訴訟の内容はどのようなものであったのだろうか。本節ではその実態を明らかにしていきたい。なお、ここで英国弁護士とはイングランドで弁護士資格を取得して日本で実務を行った人々のことを念頭においている。⁴⁵ 【表1】は一八六八年から一八九八年までの間に来日した英国弁護士の一覧表で

あり、【表2】は内外交渉訴訟第一審の国別事件数（一八七五―一八九九）、【表3】は審級別内外交渉訴訟事件数（一八七五―一八九九）、【図1】は内外交渉訴訟第一審の訴訟結果（一八七五―一八九九）の推移を表している。一八九九年の事件数には同年七月に施行された改正条約により領事裁判が廃止された後の事件数も含まれている。

まず、【表2】と【表3】から内外交渉訴訟の事件数を見てみよう。⁽⁴⁶⁾この二つの表から、次の三つの特徴が明らかとなる。第一に、国別の事件数では清国が最も多く、次いで英国、ドイツとなる。⁽⁴⁷⁾当該時期に日本に居留していた人口も圧倒的に清国人が多いので、このような結果になるのは当然である。不平等条約の下で領事裁判権を行使していた国としては英国の事件数が多い。第二に、内外交渉訴訟は一八七七年から一八九〇年頃までの期間に年間百程度程度の事件数があり、そのうち約二〇件程度が控訴審にまで至っている。この上訴率は同時期の民事訴訟の第一審と控訴審の件数から導き出した上訴率よりも圧倒的に高い。⁽⁴⁸⁾第三に、事件が判決によって終局する割合が高い。【図1】からわかるようにこれは、同時期の通常民事訴訟とは明らかに異なる特徴である。通常の第一審訴訟では一八八一年までは八割、その後も一八八四年までは六割が和解と願下とで終局していた。⁽⁴⁹⁾これに対して内外交渉訴訟では一八七五年から年間およそ五〇件程度の判決を出しており、一八八一年頃から判決による終局が四割を超えていたのである。

(2) 内外交渉訴訟に関与した英国弁護士

つづいて、特に英国に焦点を合わせながら、より具体的に内外交渉訴訟の実態に近づいていきたい。【表1】は、十八世紀後半より二百年近くの長きに亘って毎年刊行されていた英国法曹のディレクトリである *The Law List* を主要な情報源として作成した。*The Law List* には法廷弁護士、裁判官、その他の法律専門家（一部の事務弁護士

等)の氏名と法廷弁護士資格取得日、事務所名および事務所の所在地(登録地)等が記されている。当該期間において日本を登録地としている法廷弁護士の氏名を基に作成し、さらに Joseph Foster 編集のリストから日本で活動していた経歴のある法廷弁護士を加えた。The Law List では日本を登録地としていても、実際にはすでに英国に帰国している場合もあるが、備考欄には The Law List に記載のある年度を記した⁽⁵⁰⁾。また、The Law List 上の登録地が上海であっても日本でも弁護士としての活動をしていたと思われる場合には掲載した。なお、【表1】の作成にあたっては Christopher Roberts の博士論文も参照したが、同論文で「lawyer」として挙げられている氏名のうち筆者において資格取得について確認できなかった人物については、【表1】に掲載しなかった⁽⁵¹⁾。さらに、日本の裁判所における内外交渉訴訟で訴訟代理人となり、民事判決原本に氏名が載っているにも関わらず判明しなかった人々——「英国訟師 エ、ダンカン」や「英国代言人 エフ・クラッチリー」など——も掲載しなかった⁽⁵²⁾⁽⁵³⁾。このように様々な検討課題を残している不十分な【表1】ではあるが、領事裁判権を認めていた時期に来日した英国弁護士を全体として明らかにしようとした研究は管見の限りではなかったため、ここに掲載することとした。

【表1】を作成して気が付いたことを記しておきたい。それは、最初に領事館職員(通訳生)や軍医として来日した後にいったん帰国し法廷弁護士資格を取得した上で再来日した人物が五名——デイキンズ⁽⁵⁴⁾、ラウダー⁽⁵⁵⁾、ロバートソン、サトウ、ウィルキンソン——もいたことである⁽⁵⁶⁾。彼らの共通点は、幕末の日本に一〇代後半から二〇代前半までの比較的若い時期に英国外務省の通訳生(デイキンズのみは軍医)として来日したことである。再来日後に法廷弁護士としての活動をしたのはデイキンズ、ラウダー、ウィルキンソン(ウィルキンソンは領事裁判所で一八八五年から国王弁護士、その後判事となり、一九〇一年から上海高等法院の首席裁判官になるなど、一貫して領事館・領事裁判所の法律家であった)であり、ロバートソンとサトウは外交官としての活動を継続した。

明治初期から一八九〇年までの下級裁判所の民事判決原本に掲載されている英国代理人名と照合すると【表1】の中で内外交渉訴訟に代理人として関与していた法廷弁護士は、ディキンズ、カークウッド、リッチフィールド、ラウダー、ネス、そして事務弁護士のベラスイスである。それぞれに複数の事件を担当していた。

ディキンズの担当していた事件は民事判決原本には六件・九通の判決として残っている。⁽⁶¹⁾一八七五年外国第〇〇四三号、第〇〇二四〇号「貸金ノ訴訟 控訴」では、ディキンズは被控訴人の「在横浜和蘭商会支配人エム・デームス」の代理人であり、当日代人としてベラスイスの名前がある。訴訟は一八七八年一月一五日に控訴棄却となり、ディキンズは勝訴している。その他、「械代立替金及電信料催促ノ詞訟」(一八七八年外国〇〇一二号 民第〇〇〇八号)では原告の米国機械師とともに自らも原告となり、同事件の控訴審を経て、一八八〇年番外年一〇三三号では裁判執行を請求し、身代限済方命令を得ている。この事件ではベラスイスが代言人を務めている。一八七七年第〇〇三〇号「船長解職残期雇給料其他償金要求一件 控訴」では、原告(控訴人)が「英国人甲比丹〔船長〕アルフレッド・ロープル」であり、その代言人をディキンズが務め、当日代人としてベラスイスの名前が見える。被告(被控訴人)は「三菱会社社長 岩崎弥太郎」であり、その代言人がカークウッドであった。⁽⁶²⁾一八七八年一月二二日に、船長解職は水先案内人を雇用すべしとの会社命令に背いた結果として妥当であるから、残期間の給料を払う必要も認められないとして、請求棄却となった。ディキンズは原告として事件の依頼者に対して訴えを起こすこともあったが(「要償ノ訴訟」、一八七六年二月〇六日にその請求は棄却されている。内外交渉訴訟の訴訟規則も整っていない時代から、積極的に日本の裁判所を利用していった様子が窺える。

カークウッドは下級裁判所で九件の事件について二三通の判決を、大審院では七件の判決を得ていたようである。⁽⁶³⁾一八七七年第〇〇一五号の判決文言に「明治十年第拾九号布告上等裁判所章程ニ上等裁判所ハ控訴スル者ヲ覆審

スル事ヲ記載セラレタリ「故ニ一而シテ外国人ノ關係セシ訴訟ハ別段ナリトスル法律アラサレハ総テ」初審裁判所ノ裁判ニ不服上等裁判所ノ覆審ヲ求ムルモノ則是控訴ナリ」とあるように、明治一〇年第十九号布告上等裁判所章程は内外交渉訴訟においても規則とすることができた。さらに、カークウッドは同訴訟では訴訟費用の請求の訴えも提起した。内外交渉訴訟では裁判申立費用もなく、訴訟費用の敗訴者負担原則も採用されていなかった。しかし、英国弁護士たちはなんども訴訟費用請求の訴えを提起し、本件では「原告ハ被告ニ對シ明治十年十一月五日十七日十二月十三日廿八日被告ノ不參ニ因リ延期相成タル費額トシテ一〇八拾弗合計三百式拾弗ヲ直ニ拂フヘキ事」という原告請求に対して、被告が無届不參をした日の原告本人および代言人の交通費実費分のみが認められた。⁽⁶⁴⁾

ネスは下級裁判所で五件の事件について八通の判決を得ており、大審院でも四件の事件を受任し、判決を得ている。⁽⁶⁵⁾特に一八七六年十二月二七日に判決が出された「給料諸費金請求一件」は控訴上告手続等の裁判所規則・手続について英国側との協議が整った同年十一月一日直後であり、まだ裁判所規則・手続等の英訳も出されていない時期であった。ラウダーも一八七六年から内外交渉訴訟事件を受任し、下級裁判所では五件の事件で判決を得ている。リッチフィールドも下級裁判所および大審院の事件を受任している。彼は他の英国弁護士たちが内外交渉訴訟に積極的ではなくなった一八八四年以降も引き続き法廷に立ち、一八八八年二月二八日は「手形請求ノ訴訟」について、一八九〇年九月一六日は「船賃及ヒ雜費立替金請求ノ訴訟」で勝訴判決を得た。英国弁護士が扱った内外交渉訴訟は立替金、訴訟費用、損害賠償請求訴訟および雇傭契約や船舶、鉱山に関わる訴訟が多いという特徴がある。

四 おわりに

以上のように草創期の日本の裁判所で英国弁護士が訴訟代理を行っていたことは、日英修好通商条約第六条の規

定により内外交渉訴訟の裁判権を持ち得なかった当時の日本の状況を実態を通じて変化させる動因となり、控訴上告手続等の訴訟規則の協定を経て、日本の裁判所では「内外を論ぜず」日本の訴訟規則を適用するという姿勢と相互主義を作り出していったと思われる⁽⁶⁶⁾。こうした事実の積み重ねは日本が内外交渉訴訟の管轄権を持つことに最後まで難色を示していた英国公使パークスを説得していく一要因であったと思われる。外国人訴訟規則の対案を示したハンネン、交渉にあたった領事ウィルキンソンもまた英国弁護士であり、判事であった。

本稿は、内外交渉訴訟成立の過程において来日していた英国弁護士が日本の裁判所にも複数名出廷していたことが一八七六年十一月以降の手續規則の公認につながったこと、また彼らが一八八四年以降には日本の裁判所にはあまり出廷しなくなる経緯を明らかにした。英国弁護士たちの具体的な活躍とそれが法の継受に果たした役割等は今後の検討課題である⁽⁶⁷⁾。

- (1) このような訴訟を指す語として、公文書の中でも内外国人関渉訴訟、内外詞訟、外国訴訟、外国裁判など様々なものがあるが、本稿では、先行研究で多く使われ、かつ司法省民事統計年報でも用いられている「内外交渉訴訟」を使用する。
- (2) 日本における各国の領事裁判については、加藤英明「領事裁判の研究——日本における——」(一)(二)(名古屋大学法政論集八四号・八六号、一九八〇年)、岩村等「領事裁判記録のなかの民事事件——駐神戸英国領事館の明治初年の裁判記録から——」(大阪経済法科大学法学論集三三号、一九九四年)、森田朋子「開国と治外法権」(吉川弘文館、二〇〇五年)など参照。
- (3) 瀧川毅一「東京開市場裁判所の設置とその判決例」(同『日本裁判制度史論考』(信山社、一九九一年)一七九—二二〇頁は、外国人居留地となった東京開市場において明治五年に内外交渉訴訟を扱う裁判所が設置された経緯を明らかにし併せて民事判決原本簿冊「明治五年ヨリ十七年ニ至ル 内外人交渉裁判言渡書」の存在、および最初の判決であるブラック事件等を紹介した。岩村等「明治六年の外国人訴訟規則について」(阪大法学一三三—一三四号、一九八五年)は、該規則の制定および施行延期の経緯を明らかにした。瀧川毅一「訴答文例小考補遺」(同『日本裁判制度史論考』信山社、

- 一九九一年) 七八―八二頁は、外国人が訴訟提起する場合の特例を定めた訴答文例の但書等は「外国人訴訟規則」施行延期後に挿入されたものであるにもかかわらず、結局明治六年一〇月一〇日には訴答文例の外国人に対する施行停止が達せられていた(太政官第三三九号布告) ことを明らかにした。その一方で、後述するように藤原明久「明治八年の司法改革と対外関係——外国人に対する「控訴上告手続」の適用をめぐる——」(『神戸法学雑誌』三六卷四号、一九八七年) によって明治八年以降の内外交渉訴訟の制度面は明らかにになっていたが、これらを整理して制度の成立過程を議論する研究がなかった。具体的な訴訟を分析した藤原明久「明治初年の涉外裁判三例」(林家礼二・石井紫郎・青山善充編『明治前期の法と裁判』信山社、二〇〇三年) 三二六―三四四頁の後、長沼秀明「内外訴訟からみた日本の裁判権問題」(歴史評論六〇四号、二〇〇〇年) は明治初年の国際関係のなかでの内外交渉訴訟に対する日本政府の動向を示し、さらに長沼秀明「寺島宗則外務卿時代における領事裁判権撤廃問題についての研究」(明治大学人文科学研究紀要四七号、二〇〇〇年) は司法統計を用いた内外交渉訴訟の実態・解明を進めた。後者の研究は森田朋子「明治期における外国人関係裁判」(一)——統計分析を中心に(中部大学人文学部研究論集) 第二七号、二〇一一年) に引き継がれた。
- (4) 前掲注(2) 加藤「領事裁判の研究」三三二頁および「四十九 内外國人関渉訴訟處分方」『太政類典草稿 自慶應三年至明治四年七月(百七十七卷) 訴訟 民事裁判所』(国立公文書館 2A-24-9-207) 等を参照。
- (5) なお、アメリカとの条約交渉において幕府は「大君御成之時は、其最寄二不在、御三家通交之節も、前途二不行、且大喪之節は鳴物停止之類」の遵守を求め、アメリカ側もそれを約束した(前掲注(2) 加藤「領事裁判の研究」(一) 三三八頁、『大日本古文書 幕末外国関係文書一九』七〇頁、田辺太一(坂田精一訳・校注)『幕末外交談 一』(平凡社、一九六六年) 五六頁) が、この交渉を通じて幕府は、何が犯罪であるかはアメリカ法によって決まるとした第六条があるにもかかわらず、幕府とすれば最も大切な懸案の一つであった公的秩序に関して、一定の行為——アメリカ法上は犯罪とみなされないであろう事柄——を「犯罪」とすることに成功したと考えられる。この点について、Par Kristoffer Cassel, *Grounds of Judgment—Extraterritoriality and Imperial Power in Nineteenth-Century China and Japan*, Oxford University Press, 2012, p. 52 (n 84) 参照。
- (6) 『舊條約彙纂』第一卷第一部(外務省條約局、一九三四年) 八一―四頁。
- (7) 同様の規定は、日英修好通商条約を模した白耳義条約第五条、伊太里条約第五条、西班牙条約第六条にも見られる。

- (8) 前掲注(2)加藤「領事裁判の研究(一)」三三四—三三六頁。
- (9) 日英修好通商条約第六条の英語訳は、清英間で一八五八年六月二十六日に締結された天津条約(Treaty of Tianjin) 第一七条とはほぼ同文(条文文言中、ChineseとJapaneseの相違のみ)である。なお、この清英間の天津条約第一七条は、一八四三年一〇月三日締結の清国と英国の虎門条約(Treaty of Bogue) 第二三条に由来している。日英修好通商条約第七条の英語訳は、清英間の天津条約第二三条と同文であるが、重要な相違が一つある。それは、清英天津条約には同旨のものが含まれない「日本奉行所貌利太尼亞コンシユルは双方の国人の連債を償ふ事なし(Neither the British nor Japanese Governments are to be held responsible for the payment of any debts contracted by British or Japanese subjects)」という一文が、日英条約には存在することであり、これは政府の責任を有限とする点で非常に重要である。さらに、日本語訳では Japanese subject が「日本人」とされている(ただし、同条約の日本語訳は『舊條約彙纂』第一巻第二部(外務省條約局、一九三四年) 一四—一五頁、維新史学会編『幕末維新外交史料集成 第三巻』(財政経済学賞、一九四三年) 二二五—二二八頁、「通信全覽初編二十六 英国御書翰七」『通信全覽第一巻』(雄松堂書店、一九八三年) 四〇九—四一〇頁で微妙に異なることに注意)。なお、日英修好通商条約の正文はオランダ語であるが、蘭・日・英語版のいずれも同じ内容を定めるものであることが第二三条に規定されている(楠家重敏「日英修好通商条約第二三条をめぐって」(英学史研究四五号、二〇一二年) 四五—五六頁参照)。
- (10) 前掲注(3)瀧川「東京開市場裁判所の設置とその判決例」一七九—一八〇頁。橋本誠一「資料・在東京英国領事館書簡集」(静岡大学法政研究四巻一—三三三号、二〇〇〇年) 一〇〇—一〇二頁。明治元年太政官第千二百一十一(布)、明治二年太政官第六十六(沙)。
- (11) 藤原明久「明治初年における東京府裁判法の展開」(神戸法学雑誌三五巻四号、一九八六年) 九九三—一〇四四頁。
- (12) 前掲注(3)瀧川「東京開市場裁判所の設置とその判決例」一八九頁(注二)によれば七月一〇日に東京裁判所へ事務が移管された根拠は『司法沿革誌』(法曹会、一九三九年) 三〇頁の記述以外には見当たらないということであるが、明治五年太政官第三三三号布告の頭注には「明治八年五月一〇日東京裁判所二併ス」と書かれていることを付記する。
- (13) 裁判所機構が行政から分離独立して形式的に体系化するのには明治八年であるが、司法の実質的な行政からの分離は明治一〇年になる。三阪佳弘「明治九年、一〇年の裁判所機構改革」(法制史研究三八号、一九八八年) 六一—八九頁参照

(また、明治四年の司法省設置までの「司法」の観念の形成過程については、山口亮介「明治初期における「司法」の形成に関する一考察」〔法制史研究五九号、二〇〇九年〕八一―一二二頁参照)。

(14) 明治八年五月二四日太政官第九一号布告大審院諸裁判所職制章程。この経緯は菊山正明「明治国家の形成と司法制度」〔御茶の水書房、一九九三年〕一九三―二七二頁、大審院職制の法制化過程については蕪山巖「明治前期の司法について〔補正版〕」〔私家版、一九九二年〕四九―一二四頁参照。

(15) 『太政類典 第二編 自慶應三年至明治四年(第百八十八卷) 訴訟 民事裁判所 審理』〔国立公文書館 2A-9-188〕中の「二十九外國人ヨリ負債ノ者身代限分散金割合方等ヲ定ム」。

(16) 前掲注(15)所掲史料中「三十 神奈川縣ヨリ英國領事申立彼我訴訟手数料差出方ヲ候ス」。

(17) なお、内外交渉訴訟の外務省から司法省への事務移管について各国領事は、若干の不安を口にはするもののおおむね速やかに了承した(『大日本外交文書 第九卷』(一九四〇年)二八―二九頁参照)。ちなみに、そのようなやり取りの中での和蘭兼独逸公使からの「司法省何の法律を以て裁判致候哉」との質問に対して、寺島外務卿は「處刑の律は已に一定候へとも所謂シビリケースの分未だ相定り不申」と言わざるを得ず、何か問題があれば当分は外務省で相談して裁断するということを伝えている。このような外国領事との具体的なやり取りを通じて、外務省や政府そして後には司法省・裁判所は、西洋的な法典の編纂と裁判制度の確立の必要性を強く認識していくことになったと思われる。利谷信義「近代法体系の成立」〔岩波講座日本歴史 近代3〕岩波書店、一九六七年)九六―一三六頁は、条約改正交渉を含む国際関係が日本の近代法体形成を牽引したことを明らかにした。

(18) 『太政類典 第二編自四年八月至同十年十二月(第三百三十九卷) 訴訟三 民事裁判所三止』〔国立公文書館 2A-339(3)〕三十三 内外交渉貸借訴訟ハ証據ノ有無ヲ不論受理ス。前掲注(3)瀧川「訴答文例小考」三四頁、前掲注(3)岩村「明治六年の外国人訴訟規則について」三〇四頁も参照。この証拠金は訴訟供託金(court fee)の事だと思われる(1)の点につき前掲注(10)橋本「資料…在東京英国領事館書簡集」一〇四―一〇五頁参照。

(19) 鈴木正裕「目安札と訴状却下」〔同「近代民事訴訟法・日本」有斐閣、二〇〇四年〕一―三四頁参照。

(20) 民事訴訟手続に関する立法は一八七〇(明治三)年の「府藩県交渉訴訟准判規程」を嚆矢とするが、一八九一年に近代的な民事訴訟法が施行されるまで民事訴訟の手続規則および書式を規定したのは「訴答文例」であった(明治期の民事

- 訴訟手続に関する文献は石井一三夫「中尾敏充」矢野達雄編『近代日本法制史研究の現状と課題』（弘文堂、二〇〇三年）二二頁以下を参照。
- (21) 前掲注(3)岩村「明治六年の外国人訴訟規則について」二八七頁。
- (22) 『明治自五年至七年 外国人訴訟規則制定一件』（外務省外交史料館所蔵 四門一類一項三三〇号）中「三十四 第三百五号 外国人訴訟規則別紙之通相定候條此旨相達候事 六年六月十三日」および「三十五 同上實際施行見合 六年六月十九日」。明治六年六月十九日太政官無号達。
- (23) 前掲注(3)岩村「明治六年の外国人訴訟規則について」二八三—三〇四頁。
- (24) 前掲注(22)所掲史料中「翻訳文 八月五日 副島外務卿閣下 英国公使ハリエスバルケス（英国公使館罫紙）」。
- (25) 前掲注(24)所掲史料中「洋銀五百枚以下ノ訴訟順序定則」では訴状等の提出書類の言語は「自国語並日本語」とし、法廷での通訳については「双方自ら之を差出す」としている。
- (26) 前掲注(24)所掲史料中「外国人ヨリ日本ニ対スル訴訟ヲ処分致候裁判所者日本 天皇陛下ノ裁判役ヲ委任セラレ置候者並ニ原告人ノ領事陪席」とある。
- (27) 前掲注(22)所掲史料中「第三拾号号 三条太政大臣殿 外務少輔上野景範 明治六年九月廿二日」の中で「右者方今外人訴訟規則モ實際施行御見合中ニ付右御布告之趣ハ通達ニ不及候」と上申している。なお、日本政府に対する内外交渉訴訟は一八七四年から司法省の管轄となった（太政官一二五号布告）。
- (28) 前掲注(3)瀧川『日本裁判制度史論考』三三—三六頁、七六—八二頁。
- (29) 明治六年一〇月一〇日太政官第三三九号（布）。
- (30) ドイツは日英条約第六条の準用を主張するようになり、領事経由が明白になった。前掲注(22)所掲史料中「三十四号 外務少輔上野景範 独逸国弁理公使フォンブランド 明治六年七月十八日」。
- (31) 染野義信『近代的転換における裁判制度』（勁草書房、一九八八年）七七—八〇頁、園尾隆司『民事訴訟・執行・破産の近現代史』（弘文堂、二〇〇九年）一一八—一二二頁。一八七三年十二月一四日には司法省臨時裁判所の権限に「司法裁判所ノ覆審」が追加された。
- (32) 前掲注(3)藤原「明治八年の司法改革と対外関係」五八九—六五一頁。

- (33) ウイルキンソン (一八四〇—一九二六) については前掲注(3)藤原「明治八年の司法改革と対外関係」六一九頁(注六) 'Walford's County Families of the United Kingdom 59th ed (Spottiswoode, and Ballantyne & Co., 1919), p. 1428. および本論文【表一】を参照。
- (34) 西成度 (一八三五—一八九二) については大植四郎(編)『明治過去帳』(東京美術、一九七二年)三三四頁、『明治時代史大事典 第三卷』(吉川弘文館、二〇一三年、三阪佳弘執筆、金井之恭ほか『校訂 明治史料 顕要職務補任録』(柏書房、一九六七年)、加藤英明『徳川幕府外国方』(名古屋大学法政論集九三号(一九八二年)四二—四四頁、田中正弘『通信全覧総目録・解説』(雄松堂出版、一九八九年)五二—五二頁などを参照)。
- (35) 次の達から、英国のみならず各国に対しても西・ウイルキンソン四月十三日改正覚書は適用されていたことが分かる。
「地第千百六十六号 各通 大審院長 大坂長崎宮城上等裁判所 司法大丞
東京上等裁判所長心得四等判事西成度英國人控訴等手續ノ義ニ付同國領事ト談判済ノ書類本年七月一日ヲ以テ御送付尚追テ規則ノ細目ヲ定メ御達可相成旨御通達ニ及置候處右ハ御詮議ノ次第モ有之別段細目御達不相成尤一般ノ成規ト可致筋ニハ無之候ヘ共以來英國人ニ限ラス他ノ各國ニ於テモ大ムネ同断ノ手續ニテ可然皆更ニ御通達ニ及候様長官ヨリ被命候ニ付此段御達ニ及候也 明治九年十一月一日」(『内外交渉法例類纂 完』法務図書館所蔵、貴重書 B900-SI-27)。
- (36) FO.881/4116-256817. の刊行物は Original Claims/Appeals by British Subjects/Appeals by Japanese Subjects/All Cases の四章の中に、それぞれ手續規則と書式、そして四月十三日改正覚書から必要な事項が摘要されている。また、英國領事館宛の手紙(申請書等)の書き方なども収められている。
- (37) 明治十一年司法省丁第一号達 訴訟入費償却規則外国人民へ施行セス(明治十一年一月七日)。同年一月十九日に「但各國之内已ニ該規則之通準行致シ来候分ハ此限ニアラス」(司法省丁第二号達)との但書を追加している。
- (38) 前掲注(35)『内外交渉法例類纂 完』には一八八二年四月から長崎、東京、大阪始審裁判所から出された同種の伺一指令が採録されている。
- (39) 『在横浜英國裁判所ニ於テ帝國免許代理人出庭ヲ許サ、ルニ付帝國裁判所ニ於テモ同様取扱フベキ旨司法卿ヨリ照会一件』(外務省外交史料館所蔵、第四門一類二項八号)中の「司法省第一七五一号」。
- (40) 前掲注(39)所掲史料中「明治十七年外国第五号」。被告代理人澤田俊三は原告代理人の「キルクワード」ハ定式ノ試

- 験ヲ経テ我司法卿ヨリ代言免許ヲ得タルニアラサレバ我法廷ニ於テ代言人ノ資格ヲ有スルヲ得サルモノトス是恰モ在横浜
 英国裁判所ガ日本代言人ハ英法ヲ学ヒ而メ英国政府ヨリ代言免許ヲ得タルモノニアラサルカ故代言ノ資格ヲ有セストノ理
 由ヲ以テ之ヲ拒絶スルト同一ノ事柄ナリ(中略) 以上ノ故障ハ我裁判権ニ重大ノ関係ヲ有スル争點ナルヲ以テ宜ク御審
 理ノ上公明ノ御裁判アランヲ奉願候也」と主張した。
- (41) 前掲注(39)所掲史料中「乙号別紙」。
- (42) 前掲注(39)所掲史料中「司法省第二〇九五号」。なお、一八九三年の弁護士法には国籍条件が付された点につき、黒
 田史史「日本近代「法律専門職」における国籍条件」(甲南法学四七巻四号、二〇〇七年) 六七―七六頁参照。
- (43) 前掲注(39)所掲史料中「外務省公第十七号」。
- (44) 明治十三年司法省布達甲第二号により代人は同時に二つ以上の事件を受任することはできない。代人については橋本
 誠一「大審院法廷における代言人・代人…一八七五年―一八八〇年」(静岡大学法政研究一四巻三―四号、二〇一〇年)
 六七―九六頁、三阪佳弘「明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士」(阪大法学六三巻二号、二〇一三年) 二
 八九―三四三頁等を参照されたい。
- (45) 本稿で英国弁護士と表記する場合には barrister と solicitor の両方を含む。なお、両者を区別する場合には小山貞夫
 『英米法律語辞典』(研究社、二〇一一年)に従って barrister は「法廷弁護士」、solicitor は「事務弁護士」と表記する。
- (46) 前掲注(3)長沼「寺島宗則外務卿時代における領事裁判権撤廃問題についての研究」と森田「明治期における外国人
 関係裁判(一)」によって内外交渉訴訟の事件数・事件内容についての検討が始められているので、本稿では両論文が取
 り上げていない点について明瞭になるように製表した。
- (47) 清国人の訴訟提起は日本人同士の訴訟と同様であり、領事を経由していない場合でも受理できた(前掲注(35)『内外
 交渉法例類纂 完』「明治十一年五月八日指令 大阪裁判所伺 二月九日」)。
- (48) 林屋礼二＝菅原郁夫＝林真貴子編著『統計から見た明治期の民事裁判』(信山社、二〇〇五年)の表【表1-1】と表
 【表1-2】から凡その上訴割合を勘案すると、一八七八年から一八八一年の間は二%～四%を推移している程度である。
- (49) 注(48)所掲書・図【表1-3】を参照されたい。ただし、一八八二年以降に急激に判決による終局件数が増える点は共
 通している。

(50) たとえば、【表1】のデイキンズは一八七九年に離日しているが、*The Law List* では一八九六年まで日本の項に氏名の記載がある。同様に、カークウッドも一九〇二年に離日しているものの、一九一一年まで日本の項に氏名の記載がある。

(51) その氏名は、一八七二年来日の Douglas Cooper / 一八七四年来日の Albert Gibson / 一八七〇年来日の H. Ross Johnson / 一八六七年来日の Francis Walker Marks である。この四名にこゝでは *Law Society Law Listings from 1867 to 1878* に氏名の掲載がなかったものを Solicitors Regulation Authority (SRA) の Contract Centre Officer の Joanne Wright 氏に確認していただいた。記して謝意を表したい。ただし、Richard L. Abel, *The Legal Profession in England and Wales*, Basil Blackwell, 1988, pp. 242-243 によれば、一八七一年時点で事務弁護士としての可能性も否定はできない。

(52) ダンカンの前掲注(3)藤原「明治八年の司法改革と対外関係」において神戸で弁護士をしていた人物とされており、判決原本の記載「英国訟師」から類推すると事務弁護士だったのではないか。法廷弁護士の場合には「英国述師」「英国法司」とするか「代言人」と記される場合が多いように思われる。しかし、いずれも正確な氏名がわからず確認も取れなかったので【表1】には掲載しなかった。なお、本稿では英国に焦点を当てたため、他国の法曹資格を有して日本の裁判所で内外交渉訴訟代理を務めた人物については掲載していない。

(53) 神戸居留の代人ジョン・クレーなる人物も複数の事件を受任していたが、詳細は判明しなかった。

(54) デイキンズの経歴については秋山勇造『日本学者フレデリック・V・デイキンズ(神奈川大学評論ブックレット8)』(お茶の水書房、二〇〇〇年) 参照。

(55) ラウダーの経歴については、重久篤太郎『お雇い外国人14地方文化』(鹿島出版会、一九七六年) 四九―五〇頁、伊藤久子「ラウダー夫妻——ともに横浜居留地の名士に——」(横浜開港資料館編著『よこはま人物伝——歴史を彩った50人』神奈川新聞社、一九九五年) 一九八―二〇二頁、斎藤多喜夫「横浜外国人墓地に眠る人々——開港から関東大震災まで」(有隣堂、二〇一二年) 二九―三三頁参照。ラウダーについてこれまでに明らかにされていないことだけをこゝに記しておきたい。一八四九年に父親を亡くしたラウダーは一八五一年(八歳)の時には全寮制の学校 Christ's Hospital で勉強をしていた(The 1851 England Census (Hertfordshire-Hertford St. John-District Christ's Hospital, p. 20, ancestry. co. uk)。この学校は当時は Wiltshire の Malford にあり、経済的社会的な困難を抱える児童のための慈善的學校である。同校卒業

生で同校についての著作がある Clifford Jones 氏にラウダーが一八五九年二月二十四日に同校を退学していることを調べて頂いた。記して謝意を表したい。ラウダーは翌一八六〇年三月に通訳生の試験に失敗し、再試験を要請して許され、合格（前掲伊藤論文のほか F.O.46/9 参照）『*Bath Chronicle and Weekly Gazette*, 14th Jun 1860』にはラウダーの試験合格の記事が掲載されている。なお、ラウダーの来日年月日は一八六〇年一〇月四日である（F.O.46/8, No. 71, 十一月三日付のオールコックの報告に、Robertson と Lowder 二名の通訳生の到着報告がある）。ラウダーは一八七〇年七月二二日にいったん離日し、同年一月八日に Lincoln's Inn に入學、バリスターを目指した（*Records of the Honorable Society of Lincoln's Inn Vol. 2-1-Admissions 1800-1893* (1896, p. 344, Folio 234)）。その他、常盤智子「J. F. ラウダー著『日英會話書』の日本語——成立・構成・表記について——」（国文百百合四〇号、二〇〇九年）等参照。

(56) ロバートソン（一八四三—一八八八）とラウダー（一八四三—一九〇二）は共に一八六〇年に一七歳と一八歳で、サトウ（一八四三—一九二九）は一八六二年に一九歳で、ウィルキンソン（一八四〇—一九二六）は一八六四年に二四歳で通訳生として来日している。軍医であったデイキンズ（一八三八—一九一五）は二六歳で来日した。同時期にエンズリーも通訳生となり（J. E. Hoare, "Mr. Ensley's Grievances: The Consul, The Ainu and 'The Bones'", *The Japan Society of London Bulletin* No. 78 (May, 1976), pp. 14-19）¹⁾。なお、時期は異なるがボナー（一八六一—一九三五）も一八八〇年に通訳生として来日、その後一時帰国して弁護士資格を取得、再来日後に在日本英国裁判所で法廷弁護士、判事補として活動した。ボナーの経歴については、Tan Ruxton (ed.), *The Correspondence of Sir Ernest Satow, British Minister in Japan, 1895-1900*, vol. 1, Lulu Press, 2005, p. 233.

(57) カークウッド（一八五〇—一九二六）は一八八五年から一九〇一年まで司法省法律顧問となるが、その詳しい経歴については、手塚豊「司法省御雇外人カーキード」〔手塚豊著作集第十巻「明治史研究雑纂」慶應義塾大学出版会、一九九四年〕二〇五—二二二頁、末木孝典「司法省顧問カーキードと明治政府」（日本歴史七五九号、二〇一一年）五五—七一頁参照。その他、*The Times*, Mar 30, 1926 と *The Law Times*, vol. 161, April 3, 1926 に死亡記事が掲載されている。

(58) リッチフィールド（一八四三—一九〇七）の経歴については、前掲注〔34〕大植編『明治過去帳』一〇四二頁に記載がある。彼はサリー州に生まれ、Emmanuel College Cambridge へ通って LL. B. (Cambridge) を取得した。その後、一八六四年一月九日に Inner Temple に入學（*Admissions Papers* (ADM/4/28)）¹⁾。一八六七年一月一八日に法廷弁護士の資格

を取得した (*Bar Book 1590-1932* (BAR/4/1))。1871年 England Census から、一八七一年の時点では Buckinghamshire の Love Green, Iyer に母親と兄と住んでいたことがわかる。父親 Charles Uitchfield Esq. は一八六六年四月一日に亡くなっていて、リッチフィールドはその後、一八七三年に上海へ来てそこから約五年間、弁護士として実務を行っていた (*Shanghai Directory, 1873; Norton-Kyshe* (1898))。一八七八年三五歳の時に横浜に到着し、弁護士としての活動を開始した。一八八五—一九〇〇年まで東京の公訴官を務めた。一八九四年三月に Alice Mary Gadsby と結婚。この間、領事裁判、日本の裁判所で法律実務に携わるとともに、英吉利法律学校で教鞭をとる (中央大学百年史編集委員会専門委員会編『中央大学関係史料 第一集』(一九八四年) 十八頁、三三頁および同編『中央大学百年史 通史編上』(中央大学、二〇〇一年) 一一一、一五二、一九二、二二七頁参照)。一九〇七年九月一日に死去、横浜外国人墓地一七区に埋葬されている。Inner Temple の史料閲覧に際してはアーキビストの Clare Rider 博士に大変お世話になった。氏を紹介して下さった葛西康徳教授にも併せて謝意を表す。

(65) ネス (一八四八—一九三四) は Aberdeen University を卒業した後、Middle Temple に入学して一八七一年六月六日に弁護士資格を取得した (*Register of Admissions to the Honourable Society of the Middle Temple, Volume 2* (1782-1909), p. 563)。一八七六年三月から翌年四月まで工部省法律顧問であった (ユネスコ東アジア文化研究センター編『資料御屋外人』小学館、一九七五年) 三四四頁。1881 England and Wales Census からは、一八八一年には彼はロンドンのパディントンにいて、パリスターとして仕事をしていた様子が窺える。ネスは妻の Francis D. Ness と二人の娘、そして Man Rich とどう名前日本人の召使と一緒にいたようである。一九三四年三月一九日にパディントンで亡くなっている (England & Wales, *National Probate Calendar (Index of Wills and Administrations)*, 1858-1966 Record)。

(66) ベラシス (一八五三—一九一四) は一八五三年五月九日に生まれ、七月五日に Westmorland の Windemere で洗礼を受けている。一八七五年十二月にソリシターとなり、一八七七年にはリパブルで実務に従事していた。父親 John Browning Bellasis (1807-1890) は少将^{Noble General}で母親は Louisa Bellasis (1817-1872) である。ベラシスは一八七八年十二月九日に東京で Charlotte Agnes Strickland と結婚した。最初の妻を一八九四年に亡くした後、Beatrice Mary Thirldy と一八九九年八月四日にウィルトシャーの Devizes にある St. John's Church で再婚した。

(67) 本稿で引用した民事判決は全て国際日本文化研究センターの民事判決原本データベース (db.nichibun.ac.jp/ja/

category/minji.html) に基づく。

- (62) 英国弁護士が関与した訴訟の判決の分析に際して、岩谷十郎『明治日本の法解釈と法律家』（慶應義塾大学出版会、二〇一二年）二七三―三三〇頁の視角を取り入れることは今後の課題である。
- (63) 例えば「差留申告訴訟 控訴」（判決日一八七九年三月十一日、東京上等待判所）においてカークウッドは太政官布告に加えて「英国女帝裁廳判決レポルト三百九（三百四十四）」にも言及し弁論を展開したが、その請求は棄却された。
- (64) 原告は被告が出廷せずに延期となったことによって生じた弁護士費用等を請求していた（判決日一八七八年一月一六日、東京上等待判所）。
- (65) 「高島石炭坑ノ諸器械使用等ヲ禁スル願一件」（判決日一八七八年三月一五日）、「立禁金一件」（同一八七八年九月七日）、「銃包取戻一件」（同一八七八年一〇月七日）。
- (66) 居石正和「今市治安裁判所掛合出張所史料について」（島大法学五六卷四号、二〇一三年）四八頁には、一八九〇年に保証金について二国間の相互対等の取り扱いを求めた訓令（司法省第六四九号）が採録されている。
- (67) 山崎利男『英吉利法律学校覚書——明治前期のイギリス法教育』（中央大学出版部、二〇一〇年）によってイギリス法受容の状況は解明されつつあるが、訴訟を通しての影響の分析など残されている課題は多い。

【表1】 1868-1898年に来日した英国弁護士

1. 来日英国弁護士等の氏名 (姓のアルファベット順)	資格付与日	来日年	備考: <i>The Law List</i> の記載など
Adams, Francis Ottiwell	L. 5 May 1852	1868	
Barnard, Frederick James	M. 17 Nov. 1864	1867	1869-1870
Beadon, Robert John	I. 17 Nov. 1870	1877	内務・外務・大蔵省法律顧問
Bellasis, Herbert Inglefield	Solicitor (December 1875)	1878	
Bonar, Henry Alfred Constant	M. 6 June 1894	1880	1895-1898
Bourne, Frederick Samuel Augustus	L. 18 June 1890	不明	
Brushfield, Harold Catmur	M. 22 June 1887	1893	1898-1907 Kobe
Crosse, Charles Neville	I. 29 Apr. 1885	1893	1897-1898, 1908-1912 Kobe
Davidson, John Richard	M. 30 Apr. 1870	1872	
Dickins, Frederick Victor	M.10 June 1870	1864/1871	1872-1896 (1879離日)
Eames, James Brobly	M. 4 May 1898	不明	
Enslie, James Joseph	M. 13 June 1877	1861?/	
Hall, John Carey	M. 29 June 1881	1882	
Hannen, Nicholas John	I. 6 June 1866	1871	1872-1881
Jamieson, George	M. 9 June 1880	不明	Foster's では9日ではなく6日
Kirkwood, William Montague Hammett	I. 30 Apr. 1873	1874	1876-1911 (1902離日)
Litchfield, Henry.C.	I. 18 Nov.1867	1878	1879-1907 Yokohama
Lowder, John Frederic	L. 30 Apr. 1872	1860/1872	1885-1902 Yokohama
Masujima, Rokichiro	M. 6 June 1883	—	1885-1889 Tokio & Yokohama
McNeil, Duncan	I. 18 Nov. 1889	1891	1897-1911 Shanghai
Ness, Gavin Parker	M. 6 June 1871	1873	
Piggott, Francis Taylor	M. 17 Nov. 1876	1888	1888-1894
Platt, Winfrid Alured Comyn	L. 29 Apr. 1885	不明	
Robertson, Russell Brooke	M. 11 May 1881	1860/	
Satow, Ernest Mason	L. 17 Nov. 1887	1862/1895	
Symonds, William North	I. 26 Jan. 1898	不明	
Walford, Ambrose Berry	L. 18 Apr. 1883	1888	1889-1900
Wilkinson, Hiram Shaw	M. 26 Jan. 1872	1864/1872	1872-1897/1885 crown advocate

内外交渉訴訟における英国弁護士の役割

2. 英国でバリスターの資格を付与された日本人 (1868-1898, 資格付与日順)	資格付与日
Yoshiyama, Goronoske [福原 良通 (芳山)]	L. 6 June 1874
Hoshi, Toru [星 亨]	M. 13 June 1877
Nagaoka, Moriyoshi [長岡 護美]	M. 3 July 1878
Iryie [Hozumi], Nobushige [入江 (穂積) 陳重]	M. 25 June 1879
Sagisaka, Naoshi [向坂 兌]	M. 25 June 1879
Okamura, Teruhiko [岡村 輝彦]	M. 26 Jan.1880
Sanjo, Jiju [三條 公恭]	I. 17 Nov. 1880
Masujima, Rokichiro [増島 六一郎]	M. 6 June 1883
Hijikata, Yasushi [土方 寧]	M. 17 Nov. 1890
Uyemura, Shumpei [植村 俊平]	M. 17 Nov. 1891
Tomidzu, Hirono [戸水 寛人]	M. 26 Jan. 1893
Shimizu, Ichitaro [清水 市太郎]	M.14 June 1893
Mutsu, Hirokichi [陸奥 広吉]	I. 17 Nov. 1893
Mochizuki, Kotaro [望月 小太郎]	M. 6 June 1894

3. 在日本英国裁判所の裁判官	資格付与日	在任期間
Hannen, Nicholas John	I. 6 June 1866	1881-1891
Mowat, Robert Anderson	I. 6 June 1871	1891-1897
Rennie, Richard Temple	I. 6 June 1860	1879-1881
Wilkinson, Hiram Shaw	M. 26 Jan. 1872	1897-1900

本表作成に当たって用いた資料は以下の通り： *The Law List* 各年版/Joseph Foster (ed.), *Men-At-The-Bar: A Biographical Hand-List. Members of the Various Inns of Court, including Her Majesty's Judges, etc.* [2nd ed.] (Hazell, Watson, and Viney, 1885)/*Register of Admissions to the Honourable Society of the Middle Temple: from the Fifteenth Century to the year 1944, Vols II & III* (Butterworth & co., 1949)/*Law Society Law Listings from 1867 to 1878*/Christopher Keeper Roberts, *British Extra-Territoriality in Japan, 1859-1899* (PhD dissertation, School of Oriental and African Studies, London, 2010)/伊藤隆 = 尾崎春盛編『尾崎三良日記』上・中・下巻 (中央公論社, 1991年)/井上琢智「資料：幕末・明治・大正期イギリス日本人留学生資料 (1862-1926)」(1)(2) (『関西学院大学経済学論究』56巻4号, 57巻1号, 2003年)/堀雅昭『維新の英傑—福原芳山の生涯』(宇部日報社, 2012年)/藤田郁子『日本最初のバリスター旧宇部領主福原芳山公の足跡を訪ねて』(四ツ葉サロン, 2013年)。

(注1) 「資格付与日」欄冒頭のアルファベットは所属法曹学院名を示す。

L: Lincoln's Inn, M: Middle Temple, I: Inner Temple

(注2) 【表1】-1の備考欄には *The Law List* において日本を弁護士登録地としている期間を表示している。空欄は登録していないことを示す。

【表2】 内外交渉訴訟第一審の各国別事件数（1875-1899）

年	1875	1876	1877	1878	1879	1880	1881	1882	1883	1884	1885	1886	1887	1888	1889	1890	1891	1892	1893	1894	1895	1896	1897	1898	1899	合計数		
清(中国)				43	40	24	16	30	47	41	26	27	37	27	27	24	20	24	28	34	21	27	25	36	92	716		
イギリス				63	37	31	16	22	25	29	29	24	24	13	31	23	28	48	19	25	7	11	10	13	25	60	591	
アメリカ				13	15	15	22	22	35	41	34	21	12	8	10	9	25	11	10	10	8	10	6	4	17	42	390	
フランス				18	8	10	4	6	11	13	7	6	4	8	7	6	7	10	9	8	8	7	2	2	3	5	16	190
スペイン				5	5	5	5	5	6	1	5	8	4	5	8	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	68
ドイツ				20	11	8	4	1	2	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	54	
その他				18	5	12	7	5	6	6	3	3	1	3	1	2	4	6	11	10	10	8	12	6	24	163		
外国人国名事件数計	407	360	254	197	128	117	94	110	133	140	117	98	78	93	95	78	115	72	88	70	61	60	60	98	264			

(注1) 「その他」にはポルトガル・ロシア・オランダ・イタリア・オーストリア・ハンガリー・朝鮮(韓)・ベルギー・スペイン・ルーマニア・ギリシャ・ペルシア・スウェーデン・リトアニア・英領インド・トルコを含む。

(注2) 「外国人国名事件数計」と国別事件数の合計が合わない年がある。

【表3】 内外交渉訴訟事件数（1875-1899）

年	1875	1876	1877	1878	1879	1880	1881	1882	1883	1884	1885	1886	1887	1888	1889	1890	1891	1892	1893	1894	1895	1896	1897	1898	1899	
第一審	新 旧 受 受 数	407	360	254	197	129	117	84	100	122	105	81	84	70	90	89	95	108	66	81	78	63	59	62	104	194
控 訴 審	新 旧 受 受 数	21+8	24(14)	16	30(5)	21(9)	21(3)	17(6)	18	24	21	16	15	12	15	21	25	23	29	15	4	7	16	9	17	22
上 告 審	新 旧 受 受 数	5	2	3	10	7	3	7	8	4	2	1	2	2	0	4	5	6	11	5	3	2	4	1	3	3

(注1) 括弧内の数値は内数で、控訴裁判所を初審とする訴訟件数であり、1878年以降の内数は全て日本政府に対する訴訟提起件数を示す。

(注2) 1875年の控訴審は上告裁判所と司法省裁判所の件数を示している。ただし、初審の件数も混在している。

内外交渉訴訟における英国弁護士の役割

